

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例

安曇野市公民館条例（平成 18 年安曇野市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「安曇野市明科中川手 2914 番地 1」を「安曇野市明科中川手 6824 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。